

# 香教組 第327回中央委員会 開催

# 組合としてのとりくみの前進を！

香教組は「希望と納得にもとづく人事異動」にとりくみ、各支部は組合員の要求の実現に向けて市町教委交渉・教育事務所交渉を、障害児学校支部は校長交渉を行いました。

概ね納得のいく人事異動でしたが、小豆島への異動ではアンケートなどから課題が示されました。

1週間前に小豆島町の学校と言われても具体的な学校名が分

そして、希望を持って働いて  
いる若い職員を辞めさせない  
教職員を病気にさせないと  
みなどに重点を置きながら、運  
動を進めていきたいとあいさつ  
しました。

今年は非常に暑い夏でした。ソフテニス部を見ていましたが大変でした。健康が大事なので軽減できるところは軽減しながら夏を乗り越えて2学期を頑張りたいものです。

この後、

・人事院勧告（裏面参照）

委員長あいさつ

発行所  
高松市田村町1033-3  
TEL (087) 867-4797  
FAX (087) 867-6446  
kakyoso@kakyoso.com  
香川県教職員組合  
定価 1部50円 1月100円  
組合員の購読料は組合費に含む

香教組ホームページ

<http://kakyoso.com/>



### 中央委員会の様子

## 情勢ととりくみ

・香小研・香中研、また教育会は任意団体であり、加入は本人の自由であることがはつきりした。夏期休業中、香小研の会に出なくてよくなつた。

・1学期の始業式までに5日間の業務の日を取るということです。昨年より遅くなりゆとりができる。

・Tコン・バスという校務システムを使つてゐるが、出席簿が紙の出席簿との併用だったのがT

県教委交渉では、香川県の教員採用試験を受ける講師の先生の勤務態様が年休から職免になりました。講師の先生を後押しされました。

中央委員会では、全国的な情勢として、憲法と平和、子どもと教育、教職員の生活と権利をめぐる情勢の報告がありました。続けて、県内情勢と香教組のとりくみが報告されました。

教育に穴があく（教員未配置）  
働き方改革、新たな研修制度、

香教組は、教育を取り巻く状況が厳しい中、子ども達の教育条件、教職員の待遇・権利の改

にサンメツセ香川で「香教組第  
きました。2月の「香教組第  
会や教育を取り巻く状況、そ  
ついて話し合われました。

コンパスだけになつた。  
続いて、特別支援教育  
で発言がありました。

につい

1

小黑板

8月の  
「香川の  
くする県

## 最終週 教育を 民会議

体がしている」、「日本のど  
へ行つても同じなのが義務教育  
「今日の要領書の内容を県に  
しつかり要求してもらいたい」  
私たちも同じ思いです▼先生  
足りない、それを校長が探す  
はおかしい。その通りです。  
月27日に出された中教審答申は  
「質の高い教師の確保」と言  
ながら地方の教委 現場の教  
の声にこたえていません。教  
予算増、教職員の基礎定数の  
善を求めます。

**本来は國の責任**

## 本来は国の責任

した▼特別支援学級で人數が多い学級は特別な対応をしている支援員を多くして、小学校1年生とか対応の必要な学級についている。SSWを町で複数人用しているなど、各町で工夫して努力されていました▼給食の無償化については市町の体

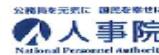
きさま」とを若えてとりくんで  
ることがわかりました▼教員  
配置にならないよう、それ  
でいなかつた町講師を新たに  
用したというところがありま  
した。人間関係や教員免許を持  
っている人の情報をもとに代替  
先生を確保しても、今後につ

# 人事院勧告

# 月例給2.76%、一時金0.1月分引き上げ

## 全世代引き上げ・再任用職員の手当拡大

### 令和6年 人事院勧告・報告の概要



#### ■ 本年の給与改定(勧告)

民間給与の状況を反映して、約30年ぶりとなる高水準のベースアップ

##### 月例給 [ 本年4月分の民間給与を調査して官民比較 ] [ 令和6年4月実施 ]

###### ○ 官民較差: 11,183円(2.76%)

- 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引き上げ 給与制度のアップデートの先行実施  
【総合職(大卒)】230,000円(+14.6%[+29,300円]) 【一般職(大卒)】220,000円(+12.1%[+23,800円])  
【一般職(高卒)】188,000円(+12.8%[+21,400円])
- 若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象に全俸給表を引き上げ改定  
※ おおむね30歳台後半までの職員に重点を置いて改定  
行政職俸給表(一)の平均改定率は、1級[係員] 11.1%、2級[主任等] 7.6%、全体 3.0%  
※ 官民較差はいわゆる「ペア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約4.4%の給与改善

##### ボーナス [ 直近1年間(昨年8月～本年7月)の民間の支給状況を調査して官民比較 ] [ 令和6年4月実施 ]

###### ○ 年間 4.50 月分 → 4.60 月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数とともに0.05月分引き上げ

人事院ホームページより [https://www.jinji.go.jp/seisaku/kankoku/archive/r6/r6\\_top.html](https://www.jinji.go.jp/seisaku/kankoku/archive/r6/r6_top.html)

## 初任給の大幅引き上げ

職種別民間給与実態調査の結果にもとづき、今年4月における官民較差は、民間給与が国家公務員給与を1万1183円(2.76%)上回っており、初任給については高卒2万1400円(12.8%)、大卒2万3800円(12.1%)引き上げました。人材確保の観点等も踏まえ若年層(概ね30歳代後半まで)に重点を置きながら、再任用職員をふくむすべての号俸にわたる俸給表の改定を勧告しました。

官民較差の率2.76%は32年ぶり、額1万1183円は33年ぶりの高水準となっていますが、若年層へ傾斜した配分のため、高齢層の賃上げは生活改善につながる十分な引き上げにはなっていません。

## 一時金は4.5月から4.6月へ

一時金については、昨年8月から今年7月前の民間給与の支給割合が4.60月分であるとして、現在の4.50月分を0.10月分引き上げました。引き上げ分は、期末手当及び勤勉手當に均等に配分することとしています。

2024年→2025年度(6月期、12月期とも)

期末手当 1.225月→1.250月 勤勉手当 1.025月→1.050月  
再任用者については、2.35月分から2.40月分への引き上げとしています。

2024年→2025年度(6月期、12月期とも)

期末手当 0.6875月→0.7000月 勤勉手当 0.4875月→0.5000月

## 再任用職員への手当支給の拡大

定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に異動の円滑化に資する手当を新たに支給するとしました。

支給されるのは、住居手当、寒冷地手当、地域手当の異動保障等、特地勤務手当となっています。また、支給額は一般職員と同様としています。

再任用職員は大きく増加しています。しかし、一時金の支給月数をはじめ、常勤職員との不合理な格差があります。再任用制度の抜本的な改善も必要です。

## 配偶者扶養手当の廃止

配偶者に係わる扶養手当6500円を廃止し、子に係わる手当を1万円から1万3000円引き上げました。配偶者に手当の廃止及び子に係わる手当の増額とも2年間で、段階的に実施します。

この措置によって、2026年度からは配偶者と子2人の世帯でも支給額は現行の2万6500円から2万6000円となり、月額500円のマイナスです。結局、子に係わる経費の充実にもつながっていません。

## 子の看護休暇取得事由拡大

子の看護休暇の取得事由に、子の行事参加、感染症拡大に伴う学級閉鎖等にも利用できるよう取得事由が拡大されます。

人事院勧告は国家公務員に関する勧告、県費職員には県人事委員会が10月に勧告

